消費者庁消費者政策課

「消費者基本計画工程表」改定素案に関する意見募集担当 御中

「消費者基本計画工程表」改定素案に関する意見

日本生活協同組合連合会

日本生活協同組合連合会では「消費者基本計画」について、5年間の消費者行政の骨格を決め各分野の施策を具体的にすすめるための重要な計画として注視しています。

今回公表された「消費者基本計画工程表」改定素案では、各施策について 2015 (平成 27) 年度の実績がまとめられていることは評価できますが、一方で、施 策によってどのような成果が得られたかを振り返り、明確にすべきであります。 以下、「消費者基本計画工程表」改定素案に対して意見を申し述べます。

I. 主として工程表改定素案に係る事項

- 1 消費者の安全の確保
- (4) 食品の安全性の確保
- ①食品の安全に関する関係府省の連携推進

KPI として各種会議の実施回数が記載されていますが、会議体がどのような事案に対応し、被害拡大の防止に役立ったのか、具体的な活動内容とその結果を検証し公表すべきです。また、2016 (平成 28) 年度以降の取り組みにも反映させるよう求めます。

(3)廃棄食品の不正流通事案

本事案について全容の解明と課題の整理を早急に行い、その上で明らかになった課題に対応する施策や取り組みの追加を行うよう求めます。

また、関係府省連絡会議のとりまとめに基づき各省庁から各自治体に対して数々の通達がされていますが、担当府省からの個別の通達だけでは不十分であり、地方自治体においても関連部局の連携が図られるよう、対策を講ずべきと考えます。

2 表示の充実と信頼の確保

- (3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用
- ①新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等 食品表示法に基づく新たな表示制度について消費者への制度の周知・普及啓

発を強化するため、「消費者が食品表示を活用する上でのサポートとなる者」 について職種や従事者など明確にすべきです。あわせて、消費者への理解促進 等の支援が積極的にされるよう、この「サポートとなる者」へ研修や学習会の 義務化といった対策を講ずべきと考えます。

②いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化

いわゆる健康食品も含めた商品の表示・広告の適正化について、消費者への 細やかで丁寧な広報や全国各地での学習会の開催など、制度の周知・普及啓発 の取り組みを講ずるべきです。

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

15電気の小売供給に係る取引の適正化

平成28年4月からの電力小売自由化に関して、事業者に対して電源構成の開示の取り組みを促進するなど取引の適正化・透明化に向けた施策や取り組みを講ずるよう求めます。

また、この項目には直接的に当てはまらない事項ではありますが、既に自由市場で取引されている LP ガス等についても、不透明・不適正な取引実態が指摘されているところであり、監視、広報・啓発、法執行等の対策を講ずべきと考えます。

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

⑮食育の推進

科学的根拠にもとづき、食品の安全や栄養について学ぶ機会を増やすことが 重要です。厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会とも連携し、施策を具体 化すべきです。

(4)公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保

②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保

家庭向け都市ガスの自由化では、託送料金審査と経過措置料金規制を行う事業者の指定や解除について、消費者の意見が適切に反映されること、また、経過措置料金のない事業者の料金動向の監視と不当な値上げを発生させない対策を講ずべきです。

また、家庭向けLPガス流通のあり方については、経済産業省「液化石油ガスワーキンググループ」がまとめた報告書に基づく流通の透明化・適正化の取

り組みを推進すべきです。

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

- (1)被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進
- ①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する 法律(消費者裁判手続特例法)の円滑な施行

情報面での支援については、PIO-NET 情報に関する支援に加えて、被害回復に係る検討の端緒となる相談情報について、地方公共団体等の判断によって特定適格消費者団体に提供できるよう条件を整備すべきです。

財政面の支援については、差止請求訴訟の費用は適格消費者団体の持ち出しとなっていることや、被害回復訴訟に必要な費用についてやむをえない理由により被害消費者から受け取る費用・報酬では賄えない場合も考えられることから、公的な財政支援の検討を求めます。

6 国や地方の消費者行政の体制整備

- (2)地方における体制整備
- ②地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)

地域における見守りに関する先進事例の収集・提供について、情報発信にと どまることなく、十分な取り組みができていない地域の状況把握を行い、そう した地域への支援体制を構築すべきです。

住民参加の地域づくりは、消費者被害防止だけでなく、福祉・介護、防犯、 防災など様々な分野で求められています。他省庁との連携はもちろんですが、 地域の見守りネットワークの構築などの取り組み強化を行ってください。

⑧国民生活センター相模原事務所研修施設での研修の実施

国民生活センターの研修開催状況の評価(KPI)は、設定コース数だけではなく、参加自治体数や参加者数を含めた評価とすべきです。また、より多くの人が参加できるよう研修メニュー、日程設定等を工夫し、参加人数を増やすべきです。

Ⅱ. 工程表改定素案に追加すべき事項

- 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成
- (5)環境の保全に配慮した消費者行動と事業活動の推進
- 2015 (平成 27) 年 9 月に国連で採択された持続可能な開発目標 (SDGs) に

ついて、国内での推進を図るため、施策を追加すべきです。

● 消費者団体が強く要望した電源構成の開示義務化について、需要家のニーズと事業者の開示状況について、いつモニタリングと再検討要否を判断するか工程表に追加すべきです。(電源構成の開示義務化について、制度設計専門会合の中では、今後について「今後、需要家のニーズや事業者の取組を注視し、需要家のニーズが高まっても事業者の開示の取組が広まっていかないなど、市場が適切に機能していないと考えられる場合には、改めて開示の在り方について検討することが必要となる」考えが示されている。)

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進

● 消費者基本計画(素案)に対して、「国際消費者保護ガイドラインの国内での周知と施策への反映の追記」を意見しており、「国連消費者保護ガイドラインの改定案が国連総会で採択された際には、和訳し、公表します」と回答されています(2015年3月24日)。改正国連消費者保護ガイドラインの原文(英語)と和訳について、国内での周知と施策を着実に実施するため、工程表に追加すべきです。

以上